

随意契約理由書

件名	豊中市公共交通改善計画改定及び協議会運営等支援業務委託
契約の相手方	株式会社 建設技術研究所 大阪事務所
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号
随意契約理由	<p>本委託業務は、本市における公共交通の現状や問題点・課題を整理し、本市の公共交通がめざすべき姿の実現に向けた取り組みを進めるため、これまでの取り組みを総合的に検証することが求められる。業務遂行のためには、高度な分析能力が必要であり、創造性、技術力、経験等を兼ね備えた適切な委託者を確保することが重要となります。</p> <p>そのため、委託者選定においては、委託者の企画力、創造性、技術力、実績等を適切に審査して決定する公募型プロポーザル方式が、金額の多寡のみを選定基準とする価格競争方式より優れているため、同方式を採用するものとし、上記件名委託を第一優先交渉権者である契約の相手方と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。</p>
備考	